実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|--------|---------------|-----------|----------|
| 浜田市弥栄町 | 横谷集落 | 令和4年3月30日 | |

1 対象地区の現状

| 1 | 13.7ha | | | | |
|---|--------------------------------------|-------|--|--|--|
| 2 | ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | | | | |
| 3 | ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | | | | |
| | i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 2.4ha | | | |
| | ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0ha | | | |
| 4 | ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | | | | |

- ■世帯数:12戸(うち農家世帯数:10戸)
- ■高齢化率:55.0%
- ■中心経営体

【認農法】

·A(取組作物:水稲、大豆、施設野菜、露地野菜 取組面積:9.8ha)

【認農】

·B(取組作物:水稲、そば 取組面積:1.8ha)

【個人】

- ·C(取組作物:水稲 取組面積:0.7ha)
- ·D(取組作物:水稲、えごま、そば、大豆 取組面積:0.9ha)
- ■作業受託

٠F

除草ロボット事業(R3実績面積:全体2.5ha、うち横谷0.3ha)

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- (1)担い手について
 - ・集落内の高齢化が進んでおり、後継者がおらずこれまで行ってきた農地管理が困難になってきている。
- (2)機械について
- ・共同の機械はあるが、大きい機械のため棚田に入れない。進入路の整備等が必要。
- (3)獣被害について
- ・電柵、メッシュの設置をしているがイノシシによる被害が多い。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)中心経営体へ集約する考え方

ΠA

・有機野菜を中心とした有機農業により管理している農地を維持し、集落内で管理が困難となった農地については集積を検討する。 ■B

- ・有機JAS認証を取得した有機水稲栽培を行っており、将来的に法人化も検討されているため、規模拡大を見据えた農地の集積を行う。
 - ・拠点は別の集落であるが、横谷集落の農地管理も請け負っている。
- \blacksquare C
 - ・集落内農地を積極的に管理している。
- $\blacksquare D$
 - ・有機JAS認証取得に積極的に取り組んでいる経営体である。他の集落の農地管理も請け負っている。

(2)地区の役割

- ・中心経営体に位置付けた農業者が将来にわたり、管理しやすいようにサポートを行う。
- ・高齢化などにより管理が困難となった農地が発生したときは、中心経営体を含めた集落内の誰かが利用権設定をするなど、まずは集落単位で農地を守っていく。
- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名·名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|-----|----------------|--------------|---------|--------------|---------|----------------------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 認農法 | А | 水稲·大豆·野菜 | 9.8 ha | 水稲·大豆·野菜 | 9.8 ha | 横谷集落 大斉集落 金岡集落 |
| 認農 | В | 水稲·大豆 | 1.8 ha | 水稲·大豆 | 1.8 ha | 横谷集落 門田集落 |
| | С | 水稲 | 0.7 ha | 水稲 | 0.7 ha | 横谷集落 |
| | D | 水稲、えごま、そば、大豆 | 0.9 ha | 水稲、えごま、そば、大豆 | 0.9 ha | 横谷集落 西河内集落 |
| | | | ha | | ha | |
| | | | ha | | ha | |
| | | | ha | | ha | |
| | | | ha | | ha | |
| | | | ha | | ha | |
| | | | ha | | ha | |
| =1 | 4.1 | | ha ha | | ha | |
| 計 | 4人 | | 13.2 ha | | 13.2 ha | |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■草刈り対策について

- ・個人で管理できる場所は個人で管理するが、今後管理が困難となる農地は、共同で草刈りを実施するなどの体制づくりをする。
- ・草刈作業は農作業の中でも重労働であり、今後草刈ができないことで離農されるケースも想定される。そのため、町内にある除草ロボットや草刈隊を活用するなど、作業の省力化を図る。

■水路管理について

・多面的機能支払制度を活用し、水路の補修等、基礎的な保全管理を行う。

■中山間直接支払制度について

·弥栄町内23協定を3協定に広域化しており、超急傾斜加算·集落機能強化加算を活用して、弥栄全体に関わる作業省力化等の取組を行う。

·取組内容

地域ブランド米の推進、草刈隊の推進、先進地視察等

■多面的機能支払制度について

- ・弥栄町内全域を対象とした広域活動組織を設立し、水路の補修や泥上げ等の農業用施設の維持管理を行う。
- ・また、土木経験者を中心とした「作業班」を設置し、可能な作業は地域で行う。

